

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
国家公務員法第44条、人事院規則8-18(採用試験)第7条、別表第3	人事院規則8-18別表第3により、各試験ごとに受験資格(年齢制限)が定められている。	b		年齢制限の撤廃にあたっては、人事院において関係者等の意見も聴取しつつ検討を行っているが、定年年齢との関係、採用側のニーズ、組織の年齢構成のあり方、初任給の格付け、採用後のキャリアパスや給与処遇等、解決すべき問題点も多く、国家公務員の人事管理に多大な影響を与えるため慎重な検討が必要であることから、何らかの措置を講ずるとしても18年度以降とならざるを得ない。	年齢にかかわらず雇用機会を確保するとともに優秀な人材を公務に採用していくためには、受験資格年齢を超える者に対して新規卒卒者と同様の能力実証を行うのではなく、これまでに培われた経験、技術に高いウエイトを置いた能力実証を行い、また、能力が十分発揮できるポストに就け、能力、ポストに応じた適切な処遇を行うことが必要という考え方もあるため、民間等での経験を有する者を採用するための新たな採用の枠組みも含めて検討を行っているところ。	z0200001	人事院	公務員(国家)採用の受験資格における年齢制限の撤廃	5044	50440003	11	社団法人全国求人情報協会	3	公務員(国家・地方)採用の受験資格における年齢制限の撤廃	国家・地方公務員及び政府関係諸機関の職員採用における年齢制限を撤廃する。		雇用対策法および国家公務員法において、受験者(応募者)に対して、年齢にかかわらずの公平な取扱いを求めているにもかかわらず、以下のような受験資格が定められている(国家公務員採用1種試験(平成16年度)の場合)。 1 昭和46年4月2日～昭和58年4月1日生まれの者(21歳～33歳) 2 昭和58年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの ア 大学を卒業した者及び平成17年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者	
国家公務員法第44条、人事院規則8-18(採用試験)第7条、別表第3	人事院規則8-18別表第3により、各試験ごとに受験資格(年齢制限)が定められている。	b		年齢制限の撤廃にあたっては、人事院において関係者等の意見も聴取しつつ検討を行っているが、定年年齢との関係、採用側のニーズ、組織の年齢構成のあり方、初任給の格付け、採用後のキャリアパスや給与処遇等、解決すべき問題点も多く、国家公務員の人事管理に多大な影響を与えるため慎重な検討が必要であることから、何らかの措置を講ずるとしても18年度以降とならざるを得ない。	年齢にかかわらず雇用機会を確保するとともに優秀な人材を公務に採用していくためには、受験資格年齢を超える者に対して新規卒卒者と同様の能力実証を行うのではなく、これまでに培われた経験、技術に高いウエイトを置いた能力実証を行い、また、能力が十分発揮できるポストに就け、能力、ポストに応じた適切な処遇を行うことが必要という考え方もあるため、民間等での経験を有する者を採用するための新たな採用の枠組みも含めて検討を行っているところ。	z0200001	人事院	国家公務員の採用試験における受験資格としての年齢制限の撤廃(新規)	5056	50560266	11	(社)日本経済団体連合会	266	国家公務員等の採用試験における受験資格としての年齢制限の撤廃(新規)	国家公務員採用試験(種-種)における受験資格としての年齢制限を撤廃すべきである。		雇用対策法第7条では、「事業主は労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められたときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない」とされている。一方、国家公務員及び政府関係機関職員の採用においては、人事院規則によって、年齢制限が課せられており、採用にかかる官民のイコールフットイングが図られていない。 人事院は平成16年度年次報告書の中で、受験資格としての年齢制限について、「年齢にかかわらず均等な受験機会を確保するという観点から、撤廃する方向で検討を行っている」との見解を示していることから、早期に結論を得て、措置することを求めたい。	人事院規則8-18(採用試験)第7条では、国家公務員等の採用試験における受験資格としての年齢制限を課している。例えば国家公務員1種試験を受験できるのは、採用試験の告知の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上33歳未満の者とされている。
非常勤職員の適切な採用について(通知)(平成15年5月1日付人事院事務総局人材企画課長)	ハローワークでの公募により、その採用に当たっては公平な就職機会の確保に努めている。	c		人事院における非常勤職員募集数は少数であり、要望にある「人員の採用部署に適切な募集採用費用を予算化したの、求人情報メディアの活用」は費用対効果の面から利用しにくい。	現在ハローワークを利用しており、採用コストは0となっている。	z0200003	全庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業者が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
なし	売掛債権担保融資保証制度を利用する場合について譲渡禁止特約を解除済み。	a		平成17年度実施を目的に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等を含む。)の拡大を検討。		z0200004	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省など一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付けられているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。
なし	売掛債権担保融資保証制度を利用する場合について譲渡禁止特約を解除済み。	a		平成17年度実施を目的に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約、特定債権等譲受業者等を含む。)の拡大を検討。		z0200004	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各都府県及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各都府県の対応が異なり、統一した対応が求められる。	
なし	これまでクレジットカード決済による支払は行っていない。	b		クレジットカードを利用した支払について、平成17年度中を目的にその是非を検討する。		z0200005	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各都府県で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード決済で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替精算や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード決済で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各都府県の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
部分休業については、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第109号)第11条人事院規則19-0(職員の育児休業等)第15条	部分休業については、職員(国家公務員)が3歳未満の子について、託児の態様、通勤の状況等に応じて、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間以内休業することができる制度	b	()	(国家公務員について)国家公務員の人事制度の在り方として、本年7月の「多様な勤務形態に関する研究会」の中間取りまとめによる部分休業の弾力化の提言を受け検討中。(実施時期は未定。)		z0200006	人事院、総務省	育児に係る部分休業の時間数の弾力化	5097	50970001	11	岐阜県多治見市	1	育児に係る部分休業の時間数の弾力化	1日2時間まで取得できる育児のための部分休業の時間数の弾力化	育児のための部分休業の時間数について、「勤務時間の始め又は終わりにおいての2時間」を例えば条例で定めるところにより「1週間を通じて20時間を超えない範囲内」などとし、制度の多様な活用を図る。	子を養育する職員の育児・託児の態様から、1日2時間の部分休業形態は種々な活用が図りにくいとの意見があること。育児は地方公務員のみならず、国家公務員、民間企業労働者にも共通する事項と認識している。したがって、次世代育成支援の観点からも育児休業制度を全国的な規模で活用しやすい制度にすべきことが急務であること。国との権衡を考慮して、国の育児休業制度に準じて定めるものとの意見は理解できるが、平成16年6月9日に公布された「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律(法律第85号)」においては、国家公務員にない制度を地方公務員制度に導入された例(高齢者部分休業及び修学部分休業制度の創設)もあることから、必ずしも国の育児休業制度に準じなければならないとはいえないこと。	構造改革特区第5次提案(規制特例提案事項管理番号16371010)
部分休業については、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第109号)第11条人事院規則19-0(職員の育児休業等)第15条	部分休業については、職員(国家公務員)が3歳未満の子について、託児の態様、通勤の状況等に応じて、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間以内休業することができる制度	b		(国家公務員について)国家公務員の人事制度の在り方として、本年7月の「多様な勤務形態に関する研究会」の中間取りまとめによる提言を受け、部分休業の弾力化の中で検討中。(実施時期は未定。)		z0200007	人事院、総務省、厚生労働省	育児休業期間の弾力化	5097	50970002	11	岐阜県多治見市	2	育児休業期間の弾力化	育児休業期間について、例えば1週間のうち2日間や隔日勤務などを可能にする育児休業形態の弾力化	育児休業は子が3歳になるまでの間で、「育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして承認の請求をするもの」とされており、継続的な休業から、例えば「1週間のうち2日間勤務」や「隔日勤務」などに変更するなどの育児休業制度の多様な活用を図る。	承認された期間を継続的に休業する(断続的な勤務が認められない)ことから、職場復帰への不安が大きいとの意見があること。育児は地方公務員のみならず、国家公務員、民間企業労働者にも共通する事項と認識している。したがって、次世代育成支援の観点からも育児休業制度を全国的な規模で活用しやすい制度にすべきことが急務であること。国との権衡を考慮して、国の育児休業制度に準じて定めるものとの意見は理解できるが、平成16年6月9日に公布された「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律(法律第85号)」においては、国家公務員にない制度を地方公務員制度に導入された例(高齢者部分休業及び修学部分休業制度の創設)もあることから、必ずしも国の育児休業制度に準じなければならないとはいえないこと。	構造改革特区第5次提案(規制特例提案事項管理番号16371020)